

第8回出雲市原子力安全顧問会議

日 時 令和6年11月18日（月）

時 間 午後5時00分～午後7時00分

場 所 出雲市役所 3F 庁議室

（TV会議：Zoom）

～会議録～

○内藤防災安全部長

それでは失礼をいたします。ただいまから第8回出雲市原子力安全顧問会議を始めさせていただきます。本日はオンライン会議で開催させていただきましたが、顧問の先生方におかれましては、御多忙の中、日程調整をしていただき、誠にありがとうございます。

私は司会進行させていただきます。出雲市防災安全部長の内藤雅超でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、出雲市長、飯塚俊之が御挨拶を申し上げます。

○飯塚市長

顧問の先生方におかれましては大変お忙しい中、第8回出雲市原子力安全顧問会議に御出席いただきまして誠にありがとうございました。

島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更について御意見をいただいた前回の会議からおおよそ1年ぶりの開催になりますが、本日もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、午前中に市民の皆様方で構成する原子力発電所環境安全対策協議会を開催したところでございます。その折には、中国電力の皆様には、午前中の会議に引き続き御出席をいただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、中国電力では、平成２８年７月に島根原発２号機の安全対策設備のさらなるバックアップである特定重大事故等対処施設、いわゆるテロ対策施設の設置について、原子力規制委員会に申請をされております。

先月２３日に原子力規制委員会は、この申請を許可し、同月２５日に本市は中国電力から報告を受けたところでございます。

本市としては、今後中国電力との安全協定に基づき、本件について意見を提出する考えであります。また本件について、島根県から意見照会がありましたので、これに回答する予定でございます。本市の意見は、顧問の先生方からの御意見も踏まえて取りまとめる考えでございます。

特定重大事故等対処施設は、テロ対策施設であるため説明いただける内容に制約があると聞いておりますが、顧問の先生方におかれましては、中国電力の説明に対し、専門家の立場から質問をしていただき、市の意見を取りまとめるに当たり、技術的な観点で指導、御助言をいただきますようお願いいたします。

また、島根原発２号機は原子炉への燃料装荷を終え、再稼働に向けた工程も最終段階に入っております。本日はこの２号機の再稼働準備の状況等についても中国電力から報告いただくこととしております。

限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

前回第７回の顧問会議から委員の皆様方の変更はございませんが、前回御欠席の先生もいらっしゃったことから、改めて顧問の皆様を御紹介させていただきます。

名簿の順に御紹介させていただきます。御紹介の後、御挨拶をいただければと思います。

初めに、東海大学、浅沼徳子先生です。

○浅沼顧問

浅沼と申します。どうぞよろしくお願いいたします。専門は核燃料サイクルに関わ

る分離化学を専門としております。どうぞよろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

よろしくお願いいたします。

続きまして、鳥取大学の香川敬生先生です。

○香川顧問

よろしくお願いいたします。専門は地震学、強震動地震学ですので、どちらかといいますと、規制の入り口のほうになるかと思えますけども、本日はよろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

お願いいたします。

続きまして、東京科学大学の相楽洋先生です。

○相楽顧問

相楽と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私、専門、原子力工学でして、原子炉もそうですし、安全やそれからテロ対策などもカバーしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

よろしくお願いいたします。

続きまして、近畿大学の志賀大史先生です。

○志賀顧問

近畿大学の志賀でございます。私は専門といたしまして、原子炉物理学及び過去に放射線管理をしていたこともありますので、そちらのほうが専門ということになっております。今日はよろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

よろしくお願いいたします。

続きまして、京都大学大学院の島田洋子先生です。

○島田顧問

島田でございます。よろしくお願いいたします。専門は環境リスク工学で、環境中の環境放射能の環境中の動態などの解析を行っております。よろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

よろしくお願いいたします。

続きまして、岡山画像診断センターの清哲朗先生です。

○清顧問

こんにちは。画像診断センターの副院長として、今、主に放射線医学で診断学をやっているんですけれども、行政に所属していたこともありまして、安全管理ですね、医療安全という観点でも一応仕事をしていますのでよろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

続きまして、横浜国立大学の野口和彦先生です。

○野口顧問

野口でございます。よろしくお願いいたします。私は島根県の顧問を仰せつかっておりまして、島根県出雲、非常によい地域でもありますし、しっかり原子力の安全を考えていきたいと思います。原子力に関しては、他の自治体の避難訓練の委員会の委員を拝命しており、文科省のもんじゅの廃炉委員会の委員も拝命しております。原子力と地域の関係でしっかり考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○内藤防災安全部長

よろしくお願いいたします。

改めまして、7名の顧問の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、説明のため中国電力株式会社からも御出席いただいております。会議の時間の都合もありますので、お配りしております出席者名簿にて御確認をお願いいたします。

本日の会議内容につきましては、次第にありますとおり、島根原子力発電所２号機
の特定重大事故等対処施設等に関する案件と、同２号機の再稼働準備の状況等に関す
る案件でございます。

なお、本日の会議につきましては、公開としております。

また、議事録報告書を作成するため、会議を録音、撮影させていただきますので、
御了承いただきたいと思います。

続きまして、今回の会議の座長を選任させていただきます。飯塚市長、お願いいた
します。

○飯塚市長

それでは、出雲市原子力安全顧問設置要綱に従い、座長は出席する顧問の中から
選任いたします。

今回の座長は、野口和彦顧問にお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願
いいたします。

それでは、進行は、野口座長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いい
たします。

○野口顧問

それでは座長に選任いただきました野口でございます。よろしくお願い申し上げます。

では、議事次第に従いまして会議を進めていきたいと思っております。

まず、島根原子力発電所２号機特定重大事故等対処施設の設置に係る市の対応につ
いて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（角原子力防災室長）

出雲市防災安全課原子力防災室の角と申します。私のほうから説明の次第にござ
います３の１、島根原発２号機の特定重大事故等対処施設の設置に係る市の対応につ
いて御説明をさせていただきます。

特定重大事故等対処施設等につきましては、この後、特重施設等と省略させていただきます。

特重施設等につきましては平成２８年度に顧問会議で説明を聞いていただきまして御意見をいただいておりますが、かなり期間が空いております、この間に新たに就任いただいた顧問の先生もいらっしゃることから、初めにこれまでの経過を説明させていただきます。

資料１のほう、画面共有をさせていただきます。

資料１の１ページ、主な経過でございます。

原子力発電所の立地自治体でございます島根県松江市と中国電力が締結している安全協定では、中国電力が原子炉施設に重要な変更を行おうとするときは、事前に県そして松江市の了解を得ることが定められております。

島根原子力発電所２号機に係る特重施設等の設置につきましても、この重要な変更にあたりますことから、２号機本体とは別に事前了解手続が取られており、平成２８年４月に中国電力から島根県と松江市に対して事前了解願が提出されております。同時に、出雲市を含む周辺自治体は、中国電力からその旨の報告を受けております。また本件について島根県から周辺自治体に対しては意見照会が行われております。

本市では、平成２８年当時、顧問会議をはじめ市議会、そして市民等で構成する安全対策協議会におきまして、中国電力の説明を聞いていただき、そこでいただいた御意見を踏まえまして、中国電力が特重施設等の設置について、原子力規制委員会に申請することを了解する旨の回答を行っております。

また、島根県におきましても、県議会や関係自治体等の意見を踏まえまして、特重施設等の設置について申請することを了解する旨を中国電力に回答されております。これを受けまして平成２８年７月、中国電力は特重施設等の設置に係る申請書を原子力規制委員会に提出されております。

この間、原子力規制委員会で審査が行われておりましたが、市長が挨拶で申し上げ

たとおり、先月 23 日に原子力規制委員会は特重施設等の設置に係る申請を許可し、同月 25 日に本紙は中国電力から報告を受けました。

資料 1 の 2 ページに参考資料としまして、中国電力からの報告文書を掲載しております。

また同日付で、本件について島根県から意見照会がございました。これは島根県との覚書に基づきまして、県が事前了解の回答を行うに当たっては、出雲市を含む周辺自治体の考えを聞くこととされているため行われているものでございます。資料 1 の 3 ページ目に参考資料としまして、意見照会の通知を掲載しております。

1 ページに戻っていただきまして、2 番、市の対応についてでございます。

このたび中国電力から報告があり、また島根県から意見照会のあった島根原発 2 号機に係る特重施設等の設置につきましては、平成 28 年の申請時と同様に、この顧問会議をはじめ、市議会や市民等で構成する安全対策協議会の意見を踏まえまして、島根県及び中国電力に対して出雲市の意見を提出する予定としております。この後、特重施設等の概要や国の審査結果について説明を行いますので、特重施設等の設置について、顧問の先生方からの御意見をお願いいたしたいと思います。

説明は以上でございます。

○野口顧問

どうも説明ありがとうございました。

それでは、ただいま市から説明があった対応の経緯について、委員の方々から御質問、御意見等がございましたらお伺いいたしますが、いかがでしょうか。

今日の進め方ですけど、今、全員のお顔が拝見できますので、御意見のある方は手を挙げていただくか、もしくはある意味では何もないようでしたら音声を入れて話し始めていただいても結構ですけども、まずこの件に関していかがでしょうか。

大丈夫ですか。特に。はい。じゃあ。

ありがとうございました。では、市の対応については顧問の先生方、了解というこ

とで、次に進めさせていただきます。

続きまして、中国電力から島根原子力発電所 2 号機の特重施設及び所内常設直流電源設備の概要について、続きまして事務局から特定重大事故等対処施設等、特重施設に係る国の審査結果について、続けて御説明をお願いします。

顧問の皆様には 2 つの説明を聞いていただいた後、御意見、御質問いただければと思います。それでは説明よろしくようお願い申し上げます。

○中国電力（井田副本部長）

中国電力でございます。失礼いたします。よろしいでしょうか。

○野口顧問

はい、よろしくお願いします。

○中国電力（井田副本部長）

改めまして中国電力の私、島根原子力本部で副本部長をしております井田と申します。一言だけ御挨拶をさせていただければと思います。

出雲市原子力安全顧問会議の皆様におかれましては、平素から当社業務に対しまして、御理解と御指導を賜っておりまして、厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。既にお話が出ております島根 2 号機の特重、特定重大事故等対処施設、それから直流電源設備の 3 系統目という設備の設置につきまして、先月の 23 日に原子力規制委員会より原子炉設置変更許可をいただいたという状況でございます。この許可というのは、基本設計、基本方針に関わる内容でございます。現在その詳細の設計等、準備をしているという状況でございますけれども、こちらは設計及び工事計画の認可申請という形で、準備が整いましたら、原子力規制委員会に提出を行っていきたいと考えてございます。

引き続き、特重施設等の現場も準備工事等を一部進めているという状況でございますし、この新たな詳細設計の審査といったものも今後入ってまいります。いずれにしましても、安全最優先に対応してまいりたいと考えております。

それから、島根2号機本体の話になりますけれども、安全対策の工事は、10月に終わるという状況になりまして、その後燃料装荷を実施したりしている状況にございます。またこれにつきましては、この後御説明をさせていただきたいと思っております。

それから、そういった形で一定程度、原子炉起動までの工程の見通しも得られているということで、起動の日を12月7日と具体的に、原子力規制庁、委員会にも変更申請をしている状況でございます。

そういった具体的な目標を立てているという状況でございますけれども、目の前にあります工程を一つ一つ安全を確認しながら、進めてまいりたいと考えてございます。

それでは、これから特重施設等の概要を説明させていただきます。

また質疑応答の後に、島根2号機の再稼働準備状況につきまして御説明をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中国電力（永山マネージャー）

中国電力の永山です。それでは資料2を用いまして、島根2号機の特定重大事故等対処施設、いわゆる特重施設の概要について説明させていただきます。

説明に先立ちまして改めてお答えさせていただきますけれども、特重施設はテロ対策施設でありますので、設置施設の詳細等については説明を控えさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、3ページ目をお願いいたします。

特重施設は故意による大型航空機の衝突やその他のテロリズムにより炉心の損傷が発生するおそれがある場合などにおいて安全対策設備のさらなるバックアップとして、原子炉格納容器の破損防止対策に対する信頼性をさらに向上させるために設置いたします。

4ページをお願いします。

こちらが特重施設の審査の状況となります。

特重施設に対する審査項目といたしましては、上の表にありますように大きく3つに分かれておりまして、上から特重施設自体の審査、特重施設を設置する位置付近の地質・地質構造の審査、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に対する審査となっております。下の表にこれまでの審査実績を記載してございますが、まず、特重施設自体の審査につきましては、当初2016年の7月に設置変更許可申請をいたしましたけれども、本体側の審査を待って特重施設の審査を進めるとされましたので、2022年2月に補正申請を行いまして、その後1年程度かけて審査が行われました。

次に、地質・地質構造についてですけれども、特重施設自体の審査に引き続く形でこちら約1年間の審査が行われております。

その後、周辺斜面の安定性評価等の審査が行われまして、本年の7月31日に2回目の補正を行いまして、10月23日に設置変更許可を受けてございます。

5ページ目をお願いいたします。

こちらが特重施設の全体の概要となっております。

特重施設といたしましては、上から原子炉減圧操作設備、注水設備、格納容器、圧力逃がし装置、電源設備、計装設備、通信連絡設備と、これらを制御する緊急時制御室を設置することとしてございます。

6ページをお願いいたします。

こちらが原子炉建物と特重施設との同時破損の防止を示しておりまして、特重施設は原子炉建物等と同時に破損することを防止するために必要な離隔距離を確保する。または大型の航空機の衝突に対して頑健な建屋に収納するっていうこととしてございます。

7ページをお願いいたします。

7ページが原子炉冷却材圧力バウンダリの減圧操作機能となります。

原子炉圧力容器内の圧力が上昇した場合に、減圧操作をするための設備を設置いたします。

8 ページをお願いいたします。

8 ページが炉内の熔融炉心の冷却機能となります。原子炉圧力容器内にある熔融炉心を冷却するために、原子炉圧力容器の中に注水する設備を設置いたします。

9 ページをお願いいたします。

9 ページが原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心の冷却機能となります。原子炉圧力容器から原子炉格納容器の下部に落下した熔融炉心を冷却するために原子炉格納容器の下部に注水する設備を設置いたします。

10 ページをお願いいたします。

10 ページが原子炉格納容器内の冷却・減圧・放射性物質低減機能となります。原子炉格納容器内の圧力や温度が上昇した場合に、原子炉格納容器内に注水して減圧・冷却するための設備を設置いたします。また格納容器内には放射性物質が充満しておりますので格納容器内に注水することによってこれらの低減を図ってまいります。

11 ページをお願いいたします。

11 ページは原子炉格納容器の過圧破損防止機能となります。原子炉格納容器内の圧力が上昇した場合に原子炉格納容器内のガスをフィルタ装置を介して放出する設備を設置いたします。こちらは同様の設備を重大事故等対処設備として既に設置はしておりますけれども、特重施設としても追加で設置いたします。

12 ページをお願いいたします。

12 ページが水素爆発による原子炉格納容器の破損防止機能となります。こちらは先ほど原子炉格納容器の加圧破損防止機能と共通の設備となりますけれども、格納容器内の水素濃度が上昇した場合に、水素を含むガスをフィルタ装置を介して放出する設備となっております。

13 ページをお願いいたします。

13 ページが電源設備となります。特重施設の各機器に必要な電力を供給するために電源設備を設置いたします。この電源設備につきましては重大事故等対処設備とし

て設置しております可搬型の代替交流電源設備や常設の代替交流電源設備と接続いたしまして電力維持ができる設計としてございます。

14ページをお願いいたします。

14ページが計装設備、通信連絡設備、緊急時制御室となります。

まず、特重施設を制御するために緊急時制御室を設置いたします。あわせてプラント状態の把握や、特重施設の運転状態の監視等のために計装設備を設置いたします。加えて中央制御室や緊急時対策所と通信連絡できるように通信連絡設備を設置いたします。緊急時制御室につきましては事故時においても運転員の居住性を確保する設計とするとともに有毒ガスの発生に対しても、運転員を防護する設計としてございます。

15ページをお願いいたします。

15ページが特重施設の津波防護となります。

まず基本的な津波防護といたしましては、基準津波を敷地に到達させない、流入させないということを原則として防護対策を行ってございます。加えて特重施設に対しましては何らかの理由で敷地内に津波が流入した場合でも機能喪失しないように対策を講ずるということとしてございます。

以上が特重施設の概要となります。

引き続き所内常設直流電源設備3系統目の説明となりますが、説明者を交代させていただきます。

○中国電力（高取マネージャー）

中国電力の高取です。資料2の16ページ以降ですね、島根原子力発電所2号炉の所内常設直流電源設備、いわゆる3系統目の概要について御説明させていただきます。

先ほど御説明した特重施設は設置許可基準規則第42条に対応する施設ですが、この3系統目は、設置許可基準規則第57条、電源設備第2項に対応する設備で、重大事故等対処設備、いわゆるシビアアクシデント設備、SA設備になりますが、特重施設と同様、本体の工事計画認可から5年の猶予期間が設けられている設備になります。

17ページをお願いします。

原子力発電所は全交流動力電源喪失時に、重大事故等が発生した場合に備えまして、1系統目の蓄電池などを設置することに加えまして、高圧発電機車などによる2系統目を配備しておりますが、所内常設直流電源設備、いわゆる3系統目は、この1系統目の蓄電池のさらなるバックアップとして設置します。

18ページをお願いします。

3系統に対する審査状況ですが、3系統目の設備や設置する場所の地質などについて、特重施設と同様、2022年2月の補正申請した以降に審査が進められまして、約2年の審査が行われました。その後、審査における指摘事項など反映いたしまして、特重施設と同様、本年の7月31日に2回目の補正申請を行いまして、10月23日に特重施設と同時に設置変更許可をいただいております。

次に3系統目の概要ですが、19ページをお願いします。

3系統目に対して1系統目及び2系統目とは設置許可基準規則第57条電源設備第1項で要求される直流電源設備になりまして、具体的に1系統目は、この図1におきまして黄色のハッチングで示しておりますSA用115V系蓄電池など4つの蓄電池が該当し、2系統目は、図1真ん中上に記載しております高圧発電機車から配電盤経由で給電されますSA用115V系充電器などを組み合わせた可搬型直流電源設備が2系統目に該当いたします。また3系統目はですね、この1系統目及び2系統目にさらなる信頼性を向上するために、全交流動力電源が喪失した場合に、重大事故等の対応に必要な設備に直流電力を供給するために設置するものでして、この図1におきまして、ピンク色でハッチングしております115V系蓄電池（3系統目）、これが該当いたします。

20ページをお願いします。

3系統目を設置するに当たっての基本的な運用想定といたしましては、このSA設備でありますSA用115V系蓄電池において、枯渇等による機能喪失があった場合

に給電を開始し、24時間以上にわたって給電を継続いたしまして、また、可搬型直流電源設備にあります2系統目の準備が完了次第、2系統目からの給電に切り替え、さらに長期にわたる給電を可能とする手順を整備します。

21ページをお願いします。

3系統目蓄電池を設置する場所として、地震、津波、溢水、火災及び外部からの衝撃による損傷の防止が図られた第3バッテリー格納槽を設置いたします。

22ページをお願いします。

3系統目の蓄電池は設計基準事故対処設備と同時に機能を損なうおそれがないように、先ほどの第3バッテリー格納槽に設置することで、この表に記載しております非常用ディーゼル発電機や各蓄電池と位置的分散を図ります。

23ページをお願いいたします。

3系統目の蓄電池は、既設の直流電源設備でありますSA用115V系蓄電池でも使用しております制御弁式鉛蓄電池を採用いたします。

3系統目の説明は以上となります。

○野口顧問

どうもありがとうございました。

それでは、出雲市の事務局のほうから御説明を引き続きお願い申し上げます。

○事務局（角原子力防災室長）

出雲市防災安全課原子力防災室の角でございます。

私のほうから、次第の3の（3）特定重大事故等対処施設等に係る国の審査結果について説明をさせていただきます。

資料3を共有させていただきます。

先ほども御説明がございましたけれども、特重施設はテロ対策施設であり、テロリストに施設の詳細を明かしてはならないという観点で、審査結果の情報公開範囲には厳しい制限がございます。このため国は特重施設に関する意見や質問に対して慎重に

言葉を選ぶ必要があり、会議の場でのやり取りだけでは正確な回答が得られない可能性があります。

こうしたことから島根県では、県の原子力安全顧問の先生方の意見も踏まえまして、あらかじめ国に確認すべき項目を整理し、国へ提示することで可能な限り詳細な審査結果を確認することとされました。今月6日に島根県をはじめ、本市を含みます関係自治体同席の下、原子力規制庁から、特重施設等に係る審査結果について説明を受けましたのでその内容を報告させていただきます。

資料3の2ページをお開きください。

2ページと次の3ページには、確認項目の一覧を記載しております。

確認項目は大きく2つに分類をしております。1項目が特重施設、2項目が3系統目の直流電源設備に関する確認項目でございます。

これら全21項目につきまして原子力規制庁に確認した結果を4ページ以降にまとめております。時間の都合もございますので、項目を絞って紹介させていただきたいと思っております。

資料4ページを御覧ください。

特重施設の設計に関する項目のうち、確認項目2番でございます。こちらは特重施設が地震で機能を失わない設計となっているかという項目でございます。これに対する原子力規制庁の回答は、地震で機能を失わない設計とする方針であることを確認しているという回答でございましたが、確認結果の4ポツ目にありますように、特重施設は本体施設の審査で想定した地震・津波への耐性以上の性能を求めており、機能を失わないことを基準地震動で評価しているものもあれば、それ以上で評価しているものもあるという説明がございました。

5ページを御覧ください。

特重施設の確認項目3番、こちらは特重施設が津波やその他自然災害で機能を失わない設計となっているかという項目でございます。こちらにつきましても津波やその

他の自然災害で機能を失わない設計とする方針であることを確認したという説明でしたが、さらに津波で敷地に一定程度の浸水があった場合を仮定しても、特重施設の機能を維持できる設計とする方針を確認したとの説明がございました。

少し飛びまして7ページを御覧ください。

確認項目7番、こちらは原子炉建屋への航空機衝突、それに伴う大規模な燃料火災を想定しても、緊急時制御室や事故対応に必要な特重施設の機能が維持できるかというものでございます。

回答は2ポツ目、衝突する航空機の特性として、航空機の機種、侵入経路、侵入速度及び燃料の積載量を設定して衝突影響を評価し、特重施設と原子炉建物が同時破損しないよう離隔距離を確保する、または頑健な建屋に収納する設計とする方針を確認したというものでございました。

この項目につきましては資料に記載のとおり島根県の原子力安全顧問の先生方から幾つかコメントが出されておりますが、これについて原子力規制庁からは詳細は話せないものの、コメントのあったことは網羅的に確認しているとの説明がございました。

8ページを御覧ください。

確認項目8番でございます。

特重施設は、本体施設で設置したフィルタベント設備とは別に第2のフィルタベント設備を持っている施設になりますが、航空機衝突を想定した場合に、それを使用することでどれだけ放射性物質の放出を低減できるかという項目になります。こちらについては、詳細な事故シナリオを明かすことはできないということでしたが、放射性物質放出の観点から厳しい事故シナリオを想定して評価した結果、セシウム137の放出量は7日間で最大0.016テラベクレルの放出となり、7日間で100テラベクレルという基準に対して十分下回っていることを確認しているとの説明がありました。

次に10ページを御覧ください。

ここからは特重施設の運用に関する項目となります。

確認項目 10 番、特重施設の要員確保については、夜間休日を含め、発電所内に要員を常時確保すること、要員に対しては適切に教育訓練を行うという方針を確認したという説明がありました。

なお、特重施設の要員が何人いてどこに待機しているというような情報は非公開情報で回答できないということでしたが、特重施設の要員は、原子炉への注水やベント等の判断が求められることから、判断の責任者は、中央制御室の責任者相当以上の能力を有している者としているとの説明がございました。

11 ページを御覧ください。

確認項目 12 番は特重施設と重大事故対処設備の使用順序が整理されているかというものでして、手順に関する項目でございます。審査の制度設計からいえば詳細な手順は保安規定の審査で確認するものになりますが、今回の設置変更許可の段階では、特重施設の要員の手順書等を整備する方針等を確認していること、また、炉心損傷防止も含む事故対応においては、特重施設か本体の重大事故対処設備かに関係なく、事故収束に最も適切な設備を優先して使用することが重要であり、特重施設の運用開始までには、それを踏まえ手順が整備されることになるとの回答がありました。なお、中央制御室、緊急時制御室の優先度ですとか切替えという話は、非公開情報で明かせないということでしたが、設計方針として確認した旨の説明がございました。

12 ページを御覧ください。

確認項目 13 番は特重施設の訓練に関する項目ですが、こちらも詳細な訓練内容や頻度等は保安規定の審査において確認する内容でございますけれども、今回の設置変更許可の段階では、特定重大事故等発生時の原子炉挙動に関する知識向上を図る教育訓練や、高線量、夜間、悪天候等を想定した事故対応訓練等を行う方針等を確認したとの説明を受けております。

続いて 13 ページを御覧ください。

ここからは特重施設の設置による安全上の影響ということで、特重施設そのものではなく、それが設置されることによる影響について確認した部分でございます。

項目 1 4 番は、特重施設が既設の設備に悪影響を与えないかという内容で、これに対しては悪影響を与えない設計とする方針であることを確認しているという説明がありました。

項目 1 5 番は、特重施設の工事期間中に 2 号機で事故が発生した場合の対応に悪影響がないかという内容で、建設工事の着工は、設計及び工事計画認可後となりますので、こちらは設計及び工事計画認可の審査において悪影響を与えないことを確認する旨の説明がありました。

項目 1 6 番は、特重施設の運用開始後の話になりますが、緊急事態区分、つまり警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の該当・非該当の判断にどのような影響を与えるかというものでございます。原子力規制庁からは、それぞれの緊急事態区分に該当するかどうかの判断に特重施設を考慮することを明確化しており、特重施設からの注水や給電といったものが可能となれば、事故対応に使える設備数が増えるため、住民避難等が必要な事態がより生じにくくなるとの説明を受けております。

1 4 ページからは、3 系統目の直流電源設備、蓄電池に関する確認項目でございます。

1 5 ページの確認項目 4 番を御覧ください。

3 系統目の蓄電池は、当初申請時から基本設計方針を変更されており、原子炉隔離時冷却系を給電対象外に変更したという経緯がございますが、この変更が事故防止の観点で問題ないかということで原子力規制庁に見解を確認したものでございます。

こちらについては、多くの設備に給電可能にするということは電路が複雑になり、手順が煩雑化することや、施工面も考慮し、単純化したほうがよいと中国電力が判断して変更したものであること、原子炉隔離時冷却系が機能喪失した場合に使用する高圧原子炉代替注水系に給電することができれば、炉心損傷防止は可能であることから、

変更後の設計でも必要な機能を満足していると判断したとの説明がございました。

最後のページ16ページでございます。

こちらは3系統目の蓄電池の設置高さが他の蓄電池に対して低いということで、浸水の可能性が他の蓄電池より高いのではないかと、対策は確認しているのかという項目でございます。

こちらについては、当該設備は地下格納槽内にあるため地上部の扉を溢水高さ以上の場所に設置することで、水の流入を防止する設計とする方針であることを確認したとの回答がございました。

資料3の説明については以上でございます。

○野口顧問

どうも御説明ありがとうございました。

これから意見を交わす施設自体がテロ対応施設ということで、質問も回答も、機微な部分があるんですけど、顧問の委員の方々から御意見・御質問ございましたら、よろしくお願いします。それからお答えいただく中国電力さんのほうからも、やっぱりちょっと機微事項なので答えられないものはその旨言っていて、きちっと議論を展開していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では顧問の先生方よろしくお願いします。どなたかいらっしゃいませんか。いかがですか。

○志賀顧問

すいません、近畿大学、志賀ですけども。

○野口顧問

はい、よろしくお願いします。

○志賀顧問

すいません、これは規制庁さんのほうから説明のほうで10番のほうですね、事故処理に必要となる特重施設の要員は常時確保できているのかという島根県からの確

認項目に対して、規制庁さんのほう答えているわけですがけれども、ここで規制庁のほうからの回答で、何か特重要員としては注水やベント等の判断が求められることから中央制御室の責任者相当以上の能力を有している者とあるのですけれども、これはあくまでも特重要員のうちのその上のほうに立つ者がその責任者相当以上、例えば当直長であったり副長であったりということによろしいのでしょうかね。単なる例えば要員としても、そこまでの能力を求めているのか、どうなのでしょう。もし答えられるのであれば、お答えいただければ幸いです。

○野口顧問

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○中国電力（永山マネージャー）

中国電力の永山と申します。

○野口顧問

はい。

○中国電力（永山マネージャー）

なかなか具体的な内容については答えにくいのですが、当然手順書等を整備いたしまして、それに基づいて操作をしていく、判断していくという中で、必要な要員には必要な判断能力がある者を置いていきますので、今後の保安規定であったり今後の審査の中で検討していくこととはなりますけれども、そういうことも踏まえながら、十分な要員体制を組んでいくということを検討してまいりたいと思っております。

○野口顧問

という御回答でした。志賀顧問、いかがですか。よろしいですか。

○志賀顧問

ありがとうございます。

すいません、続けてもう一つよろしいでしょうか。

○野口顧問

どうぞ。

○志賀顧問

すいません、こちらの要員の数とかですね、当然言えないことは分かっているんですけども、現状想定している要員はですね、発生する事象に対してですね、十分な余裕を持っているということでもよろしいでしょうか。例えば確保している要員がですね、例えば地震とか災害で例えばけがをしてしまったりとかして人数が足らなくなったとしても、そこまで余裕があるかどうか分からないとしても、十分に対処できる人数がいるということでもよろしいでしょうか。

○中国電力（永山マネージャー）

その辺りも具体的には今後の検討になってまいりますけれども、必要な人数が何名である、そのほかに先ほど言われたような不測の事態が起こったときにどうするか、そこに確保するのであるか、外部で確保するのか、その辺りは今後詳細検討していきたいと思っております。

○志賀顧問

ありがとうございました。

○野口顧問

はい、ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

どなたでも結構です。

○浅沼顧問

すいません。浅沼です。すみません、よろしいでしょうか。

○野口顧問

浅沼顧問、お願いします。

○浅沼顧問

ちょうど今、志賀顧問の御発言のところと関係するところなんですけれども、施

設の運用の部分のですね、ページとしては10ページから12ページぐらいまでのところですけども、ここに書かれている要員っていうのは中国電力の社員さんという認識でよろしいでしょうか。

○野口顧問

いかがですか。

○中国電力（永山マネージャー）

中国電力、永山です。

そうですね、基本的に当社の特重施設の運用のための要員ということとなっております。

○浅沼顧問

規制庁からの説明内容のところにも出てきているのですが、プラントメーカーとか協力会社とかその他関係機関、何点か、関わりが多分あると思うんですね。実際そういった重大な事故等が起こり得る状況のときに発電所内に恐らく電力会社以外の方たち、所属の方たちも多数関わっていらっしゃると思うのですが、そういった関係の方たちとの役割、役割というんですかね、どういうふうに運用していくのかとか、こういった運用にそういった外部の方が関わる可能性があるのかとか、もし関わる可能性があるとした場合に教育だとか情報の共有ですね、訓練だとかそういったものが計画されているのかとか、ちょっとその辺が気になったのと、結構原子力の施設の中でトラブルが起こるときに結構指摘されるのが多重下請構造とかっていうのが関わってくるというふうによく言われているので、そういったものに対してもこういう施設の運用について整理されているのかどうか、ちょっと伺いたいです。

○中国電力（永山マネージャー）

中国電力の永山と申します。

基本的に、特重施設の設置許可の中で審査されているのは一義的には電力の体制、電力が事故対応が可能である体制を審査されておりますので、基本的には電力の要員

が妥当であるという審査をされてございます。

プラントメーカー、その他につきましては当然事故が起こりますと協力を仰ぐことがありますけれども、そういったところは体制構築というのは当然やっていくものとはなっていますが、規制要求としての体制というのとは少し違う観点かなというふうに考えています。

○浅沼顧問

今後そういった環境整備を構築していくという認識で大丈夫ですね。

○中国電力（永山マネージャー）

そうですね、基本的には特重施設に限らず現時点でも、重大事故が起こったときにはプラントメーカーの協力等を仰ぐのは当然のことでございますので、その体制構築はしておりますので、その延長線上として、当然特重が入ったときにも、体制構築は特重を含めた形で構築していくことになると考えております。

○浅沼顧問

はい、分かりました。私からは以上です。

○野口顧問

どうも浅沼顧問ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。

○島田顧問

じゃあ。

○野口顧問

じゃあ、島田顧問お願いします。

○島田顧問

志賀顧問と浅沼顧問のおっしゃっていることに関連するのですが、特重施設の要員の方がいらして訓練をしっかりしていくと説明されましたが、その特重施設以外の原子炉本体のほうにも中央制御室があり、要員がいるということですので、原子力施設

全体の訓練などがあつたときに、その特重施設ともう一つのほうの中央制御室同士の連絡のやり取り、例えばテロが起こったとき、規制庁や国など複数のところから情報がやってきて、かなり複雑なやりとりが必要となりますが、そのような情報の連絡のやり取りの訓練も計画されているのかが気になります。つまり、2つの制御室があつて、それぞれの施設の要員がいて、いろいろな緊急事態の想定がなされて情報の連絡網のようなものがしっかり設計されているのかということです。秘匿事項があると思いますが、答えられる範囲で結構ですので教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中国電力（永山マネージャー）

中国電力、永山です。

すいません、回答が若干一般論になってしまって申し訳ないです。

当然、特重施設ができた暁には、事故の対応で特重施設、中央制御室からの操作、特重施設からの操作はいろいろなパターンが考えられると思いますので、その辺りは、今でも総合原子力防災訓練という形で年に1回か2回やっておりますけど、その中に特重施設を入れ込むような形で、こういう事象が起こったときには、誰がどう使うかというのを手順書を整備しながら、どう指揮命令系統で使っていくのかということは、今後訓練の中で明確にしていきたいと考えてございます。

○島田顧問

使い方ではなくて情報の伝達のしくみのことが気になっています。情報の伝達については、結構、軽く扱われていることが多いと思いますが、何か緊急事態が起こったときに、どのように情報伝達してどのように伝えていくのかは、簡単なように見えて実は大変ですので、所内施設同士の連絡体制を今後設計されていくと思うのですが、訓練のときには必ず情報伝達の訓練も重要であることを記憶にとどめておいていただいて、訓練の設計の際には含めていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○野口顧問

島田顧問、どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○相樂顧問

お願いします。

○野口顧問

じゃあ相樂顧問、お願いします。

○相樂顧問

失礼します、御説明ありがとうございました。なかなかテロ対策のところ絡むのでどう質問、どのような質問にすべきか、こちら悩ましいところであったんですけども、基本的にこの安全の、特に特重施設は非常に機能が限られて、冷やすですとか止めるしかない、最低限のところをしっかりと最終的には確保するという基本的なポリシーはありますので、ほかのS A対策も比べれば、この機能は非常に限定的であることは理解しているんですけども、一方で、こういった制御室があり、S A対策があり、かつ特重もありと、複数のアクセス、原子炉に対するアクセス経路があるということ、いろんな形でテロ対策だけではなくてミスですとか、いろんな可能性で誤動作をする要因に当然生み得るものの一つにはなるはずでして、なので島根県の確認項目12番の手順書や使用順序が整理されているかっていうところが多分、私の趣旨、疑問というか質問、そこに来るのかなと思うんですが、これも多分答えられないんだろうなとも思いつつ、そうですね、ここを非常に気にしてます。制御室が占拠されたパターンだけではなくて、いろいろなミス、誤動作、いろんなパターンで様々な要因と、新たな要因にもなり得るところではあるので、例えば、手順というよりはこのインターロックですね、こちらの場合はこちらを起こせないとか、何かかなりこの運用はすごく機微、機微というか、非常に重要なところかなとは思っているところです。かといって優先順位どうですかっていう質問も変ですし、なので、そうですね、テロ

対策だけでなくミス・誤動作等もございますので、何かその辺の手順については明かせないと思いますけど重要かと思しますので、質問としては、いかがでしょうかとなるでしょうか。多様なことを考えた上でこの使用順序というのを検討されますよねっていう確認にしておきます。じゃあそれをお願いします。

○野口顧問

いかがでしょうか。

○中国電力（永山マネージャー）

具体的な使い方については今後考えてまいりますので、そういった場面におきましては、先ほどの既存の設備に悪影響を及ぼさない設計というのはもうやっておりますが、使う上においても、既存設備に悪影響を及ぼさない使い方というのは検討してまいりたいと思っております。

○相楽顧問

ありがとうございました。非常に重要だと思っております。

以上です。

○野口顧問

相楽顧問、何か質問しづらいところ、言葉を選んでいただいてありがとうございます。

質問しづらいときは要望という形で、今後こういうことをきちっと検討してくださいねという要望として中国電力にはお受け止めいただければと思います。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。あと3系統の電力、3系統目の電力施設の話もありますし、いかがですか。

大丈夫ですか、清顧問、香川顧問、よろしいですか。

○香川顧問

電力とは違うんですけども、先ほどの島田顧問とも関係しますが、通信に関

して、非常時のことを考えて、複数のルートが確保されているかということ、例えば有線だけではなくて、無線が通じるのかどうか分かりませんが、そういうものであるとか、あるいはより原始的な通信方法も含めて、何系統かの通信の方法が確定されてるっていうことは、ぜひお願いしたいと思いますので、要望でもあり、お答えできれば、特定重大に関しては、ほかとはちょっと違った系統も確保していますとか何かそういうことをいただければありがたいかと思います。

○野口顧問

はい、ありがとうございます。いかがでしょうか。

○中国電力（高取マネージャー）

中国電力の高取でございます。

今の御質問いただいたのは資料2の14ページですね、特重に関する通信連絡設備のことかと思います。ここには、通信連絡設備に関しては、この矢羽根の2つ目ですね、発電所内の通信連絡が、必要がある場所と連絡取るために必要な通信設備を設置するというふうにだけ記載しておりますけども、当然1つが駄目になったときでも、そういった必要な場所と連絡できるような設備構成には当然しております。すいません、これしかお答えられませんが、以上でございます。

○香川顧問

ありがとうございます。電源も含めて、系統は分けてるんだけど、ケーブルが同じところを通っていることがないようにお願いしたいと。

○野口顧問

はい、ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○清顧問

じゃあ、すいません、1件。特重施設本当に緊急事態ってかなりシビアで、かなり切迫状況になることは福島の時についても思ったんですけど、そのときのその要

員たちの健康管理とか急病とか、そういったあたりで、どのぐらい彼らをサポートできるんだらうかっていうのは、若干気になるころではあるんですが、そういった観点ってどうなっているんですかねという1点。一応医療の人間なので。

○野口顧問

ありがとうございます。いかがでしょうか。

○中国電力（永山マネージャー）

具体的には申し上げられませんが、その辺りも含めて、必要な要員数は確保するということは考えていきたいと思っておりますので、今後詳細その辺りも含めて検討させていただきたいと思っております。

○清顧問

ありがとうございます。

○野口顧問

はい、ありがとうございました。

各顧問御意見・御質問いただいたんですが、2周目でも結構ですよ。いかがですか。

じゃあ、ちょっと私のほうから。

どうもありがとうございました。恐らく質問される顧問の方も答えるほうも、聞きづらい、言いづらい面もあったので、今のようなお答えになっていると思いますが、私のほうでは、やはりこの特重施設、テロ対応というのが今までの総合防災訓練等のいわゆる補償対応、自然災害対応とはかなり性格が違うんだと思っていて、フィルタベントのようにハードとして設置すれば、すぐ効果を発揮するというものと、使い方によって効果が全然違う、今回のような施設の対応って恐らく違うだろうと思うんですよ。そういう意味では特重施設がハード的に規制委員会の審査を合格しましたからというのは、道半ばというところで、問題はそれを使いこなせるかどうかというのが、やはりこれからの電力の教育訓練等に関わってきているというふうに思います。

これもどういう教育訓練をやるかということ自体が言えないのもよく分かっている

んですけど、ただ恐らく機器の故障や、津波等の自然防災のシナリオに比べると、テロのシナリオというのは、合理的でないシナリオもたくさん出てきて、実は対応が本当に複数、多様にわたると思うんですよ。それをどうやって潰していくかというのは実は非常に恐らくハードの技術とはまた違う意味でのセキュリティー技術として、非常に難しい要因があると思っています。運用が開始されてすぐなので、今すぐ完璧だということを要求するつもりはありませんが、ただ、時間がたてば身につくというものでは全くない。テロというのは逆に攻め方というのは、時間がかかれば、たてばたつほど、さらに相手のほうも技術的に高度になってきますので、実はまさしくこれは攻めのほうと守るほうの競争なんです。そういう意味で、やはりどういう計画で、しかも初めての施設でもありますし、まずどこまで最初の必要とされるレベルまで、どのくらいでちゃんと計画を立てて上げていって、そこで恐らく標準形をつくっていくんだと思いますが、それから、いかに標準でない、多様なものまで、どういうレベル感で詰めていくかというのは、恐らくとっても大事な計画になると思います。これも説明できないということもよく分かっておりますけども、やっぱりちょっと気になるのは、今後検討していきますというお答えもあって、これもなかなか言いづらい、回答しづらい、回答の仕方の1個かなと思って聞いてたんですけど、でも再稼働がそんなに時間が、余裕があるわけではないので、これから本来は検討していいことと、一定の検討が終わってなきゃいけないことは当然あるわけです。ちょっとこういう種類の問題ですので、どこまでどうかということを、今日詰めることは当然できないと思いますが、ちょっとそこら辺はですね、今までの内的事象に対する訓練とか、津波等の自然災害の訓練とは全く意味が違うレベルの問題だということで、そこは技術開発も含めてしっかりお願いしたいというのが私からのお願いということになります。

それから、3系統目の電源に関してはほかの委員からもあったんですが、こういう系統系のものって、どうしても系統図で説明していただくことが多いんですけど、私が昔大きいプラントをやったときに、系統図とは全く別なんですけど、実は現場を

歩いてみると、物理的に非常に近い空間に同じ配線、配管が通ってて、実はかなりコ
モンの脆弱だったということも経験してます。私は航空学科なので、やっぱり一番
大きかったのが747の多重な安全装置というのが尾翼部で1か所に集まってて、本
当は3系統独立なはずだったものが、そこでほぼコモン事象になってたっていうのが
航空学科出身としては非常に記憶にあるところで、これがなかなか系統図では分から
ないんですね。そこは中国電力のことですから、電力さんのことですから、抜かりは
ないと思いますが、ややもすると、ああいう系統的なものの説明というかチェックと
いうのが、系統図でのチェックと実際の設備におけるチェックって結構違うこともあ
りますんでね。そこもくれぐれも安全確認をよろしく願いしますというふうに、要
望としては申し上げておきたいと思います。

私の意見に対して御回答ございますでしょうか。

○中国電力（平田担当部長）

中国電力、平田と申します。

野口顧問ありがとうございます。先ほどまず前半のほうですが、ハード面のほう、
しっかりやってまいります。けれど、やはりおっしゃったようにソフト面ですね、そ
ちらのほうもしっかり、今検討という言葉しか使えませんが、早め早めで我々検討し
ていきたいと思っています。

あと第3系統のほうですが、おっしゃるとおり現場ですね、我々それをウォークダ
ウンといいまして、現場を我々自身、従業員が回って、本当にこのケーブルでいいか
どうかということを現場を確認しながら進めてまいりたいと思っていますので、今後
もよろしくお願いします。

○野口顧問

はい、どうもありがとうございます。

私のほうから質問・意見を述べさせていただいたので、一通り回ったんですが、ほ
かの顧問の方いかがですか、何か追加でお聞きになりたいこと、御質問・御意見ござ

いましたら、もしくはお願いということでも依頼ということでも結構なんですけど、何かございませんでしょうか。

大丈夫ですか。

じゃあ、最後に私のほうから今言ったことがほとんどなんですが、特に人の場合は当然ローテーションというものがあって、ある班は適切に対応できるけどある班はちょっとねっというふうに、ハードと違って、人間が関係するものというのは、かなりその分散が大きいということがあって、危機というのは間の悪いことに一番力が弱いときに起きたりするんですね。これもう僕はずっといろんなトラブルに対応してきたときの本音みたいなもので、そういうことも踏まえて、機械でも難しいんですが、強いとこだけを説明しても実は一番弱いとこで実力は決まっちゃうので、特に特重施設等のように、ソフトが実はかなりそのレベルを決めるような問題に関して、これも新しい取組だと思っていますので、検討内容も既存の延長線上にあるとは限らないものもたくさんありますから、これも電力としての新しい安全の技術開発だというふうにもう僕自身は思っています。ぜひこの技術も高めていただいて、多様な面から原子力の安全が担保できる日本でありたいし、中国電力さんであっていただきたいというのが私からの依頼でございます。

そうですね、これは別に出雲市の顧問会議という問題でもないと思ってますが、これから今までのハード的な問題に比べて、こういう機微問題の安全の話がかなり増えてくる。それは今まで電力さんの努力によって、これまでの既存の機械的なトラブル安全とか自然災害に対する安全問題のリスクはずっと小さくなってくれば、相対的に今まで手がつけてなかったものが浮かび上がってくるというのはこれ当たり前のことです。そういう意味ではリスクの観点からいうと、新しい問題が常に出てくるということになります。そのときにこういう機微問題に関してやっぱり P P 防護だから、テロ問題だからということで、いろんな議論が今日のようになかなかできないということも百も承知してますが、ただ、いつまでもそれで通すわけにもいくまいなと思って

いて、これは出雲市と中国電力の関係というより、やっぱり社会としてこういう機微問題の安全というのをどういう格好で社会として担保していくかというのは、実はちょっと考えなきゃいけない問題だなと思います。今の状況だと、要は規制委員会と電力を信じろっていうレベルで、実はこの議論を閉じることになってしまってます。我々としては、今のところは信頼しますのでよろしくというお願いをするしかないんですが、社会的にいつまで通るかなというのもちょっと行政課題としてはあるような気がします。

繰り返しになりますが、これは出雲市の顧問会議の問題ではないと思ってますが、せっかくの機会だったので発言させていただきました。

私から以上ですが、ほか、顧問の方よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

それでは特重施設等に関する案件に対しては以上とさせていただいて、続きまして、2号機の再稼働準備の状況について、中国電力のほうから説明をよろしくお願い申し上げます。

○中国電力（井田副本部長）

中国電力の井田でございます。よろしくお願いいたします。

少しすみません、資料の表示の準備をさせていただきますので、しばしお待ちください。

○野口顧問

はい。お願いします。

○中国電力（井田副本部長）

改めまして中国電力井田でございますけれども資料のほうは資料4が画面表示されていますでしょうか。いかがでしょうか。

○野口顧問

はい、されております。

○中国電力（井田副本部長）

はい、ありがとうございます。それでは説明を始めさせていただきます。

資料４でございます。ページが飛びまして３ページになります。

３ページ、こちら、安全対策工事の完了の御報告のページでございます。

福島第一原子力発電所事故が、２０１１年に発生をして、それ以降の取組でございますが、自主的にいろいろな安全対策の工事着手をしたり、その後、新規制の対応ということでの工事をしたり、あるいは自主的なアイデアに基づいた取組、そういった様々な安全対策工事を進めてまいったところでございます。

去年の春頃からは、新たに設置した設備や改造した設備、そういったものに対しては、使用前事業者検査ということで検査を進めてまいりました。また原子力規制委員会による使用前確認という形でのチェックにも対応しているという状況でございましたが、先月の１０月２８日に、燃料装荷までに行う使用前事業者検査や使用前確認が全て終わりましたので、安全対策の工事を完了ということで発表しているところでございます。

ただ、まだその検査が残っているというようなものもございますし、作業もあります。安全確保を第一に進めてまいるという所存でございます。

続きまして４ページは主な安全対策工事の内容でございます。

地震対策や津波対策、そのほか自然災害、自然ハザードに対する対応といったものも採っております。電源や冷却機能の確保ということで様々な対応の工事を行っているという状況にございます。

続きましては５ページをお願いいたします。

ここで少し訓練のお話になります。タイトルにありますとおり、現場シーケンス訓練、それから大規模損壊訓練というものを１０月にやっております。ちょうど１０月の中頃から下旬にかけてになります。現場シーケンス訓練は１０月の中旬に、それから１６日と２３日には大規模損壊訓練いうものを実施しておりまして、いずれも問題

なく終わっているというような状況でございます。この訓練、稼働の前に1回やればいいということではございませんで、今後も毎年毎年、年1回以上実施をするというような訓練になっております。

少し具体的な様子はですね、次のページで御説明をいたします。

6ページになります。

こちらは現場シーケンス訓練の様子を説明したものとなっております。少し上の四角の中に、訓練の内容が紹介されておりますけれども、プラントの運転中に何らかの原因により原子炉の中の水が流出すると、いわゆるLOCAですね、いわゆる大破断LOCAが発生し、かつ全交流電源喪失、いわゆるSBOで、もともとある非常用炉心冷却系が動かなくなって、比較的速やかに炉心が損傷するといった厳しい想定の下での訓練を実施しております。

この事故のシナリオといいますか流れは、新規制基準に基づきます、再起動のために必要な原子力規制委員会の審査の中で、私たちはこういった事故への対応といったものを説明しております。こういったものに対しまして、いろいろな可搬型の設備を使ったり、何時間何分以内にそういった対応ができるというような説明をしているところでございますが、その実際にこの訓練を通じて、審査の中で確認をした項目がこの下の表の部分になります。

一番上には、低圧原子炉代替注水槽への補給ということで、これはこういった赤い可搬型の車両を使った水の補給の操作、審査の中では、2時間10分で我々電力やりますとお約束をしているものでございますが、こちら、今回の訓練の中で1時間54分で実施したという実績を一番右のほうに書いているものでございます。

以下、給油やガスの供給、そういった訓練項目ございますが、いずれも、この審査の中で約束している想定時間の中で、実際に現場で実施できるということを確認しているというものでございます。まだ10月で少し暑いところもありましたが、こうして実際に時間を確認しております。

ちなみにここに黒い服の方がおられますが、これが原子力規制委員会の検査官の方でございます。

続きましては大規模損壊訓練になります。こちらも10月16、23日に実施しております。今回この大規模損壊は、制御室建物、これは中央制御室が収まっている建物ですが、こちらに航空機が衝突をし、中央制御室が損傷して機能を失うと。また中にいます運転員の対応が不能となるというような想定の下、また航空機燃料によって火災が発生してそういったものを消火していくというようなシナリオの下、今説明をしておりますが、訓練に際しましては事前にシナリオを伝えることなく、訓練を実施したというものとなっております。

緊急時対策所の中の様子ですが、この中で対応戦略確認や指示を行っておりますし、現場のほうは周りの3つの写真になりますが、消火用のルート確保のためのホイールローダ、こちら右下の写真になりますが、こういった重機を使って邪魔なものをどかさ撤去訓練を実施したり、放水砲、あるいは小型の放水砲での消火対応の状況でございます。訓練の結果、手順に従って、緊急時対策所におきましては的確な対応操作の選択ができるということを確認したり、緊急時対策所とこういった現場の連携が図られ、手順に従って必要な対応操作ができているということを確認したところでございます。

続きましては8ページをお願いいたします。

少しまた話が変わりますが、こちらは燃料装荷の実績を紹介するページでございます。

今説明をしました訓練が終わった後になりますが、10月28日から1週間かけて、燃料の装荷ということで移動作業を終えております。具体的にはこの燃料プールの部分にあります燃料を1体ずつ燃料取替機、ちょうどこの部分にあります、1本ずつ燃料を引き上げて、横に移動して、原子炉の炉心の部分に1体ずつ挿入していくという作業を1週間かけて、11月3日に終えたという状況にございます。

続きまして、今後の再稼働工程のイメージを全体的に御説明させていただきます。

今、説明しました燃料装荷はこの10月から11月にかけてのプロセスでございました。そして今はこの起動前準備という部分に、島根2号機の状態がおります。こちらは、先ほど御覧いただいたとおり、今、原子炉压力容器は蓋が開いていて、そういった中での作業状態でございましたが、今後、原子炉压力容器の蓋を復旧して取り付けていって、さらにその後は、内部を水で加圧して耐圧漏えい検査や、さらにはその外側には原子炉格納容器という閉じ込め機能を持つ容器がございますので、そういったものの気密漏えい試験をしたり、比較的規模の大きな検査をやっていくという状況でございます。

そういうことで、起動前準備というプロセスが終わりますと、原子炉の起動によいよ入ってまいります。こちら資料上は12月上旬予定となっておりますが、この日付は12月7日ということでお知らせを既に行っているという状況でございます。

この原子炉は、起動ということであると、制御棒を抜きまして、原子炉は加熱していったって、蒸気を発生させていくという段階に入ってまいります。

起動試験と起動試験の間に中間停止というものを設けてございます。今回、十数年ぶりの久しぶりの起動、立ち上げということになりますので、一旦起動した後、一時的にまた止めまして、設備を点検したり機器の清掃も含めて実施をして、また立ち上げるという期間を計画しております。

そうしまして、改めて立ち上げますと、発電機並列、再稼働ということになってまいります。またこの後も出力を徐々に上げていきまして、原子炉の定格熱出力状態で一定の状態で運転をするという形になります。ただ、まだこの状態になりましても、しっかりと島根2号機が安定した状態でプラントが運転できているかということを確認をしてまいります。

最終的には総合負荷性能検査と呼んでおります検査をもって確認をいたしまして、それが合格ということであれば、営業運転の再開ということになります。こちらが、

今、1月、来年の上旬というような予定としてございます。

工程のイメージは以上でございます。

ちなみにページ変わりました10ページでございますけれども、そういった稼働に向けた工程の公表といたしますか、お知らせの予定を、少しこのページではまとめたものとなっております。

これまでも、三角をひっくり返した記号がありますが、安全対策の工事が終わりました、燃料装荷を開始しました、終わりましたというような節目節目で、プレスリリースという形でお知らせをしまいいりましたし、今後も、原子炉の起動や、臨界に到達しました、発電機並列しました、そういった節目節目で、お知らせをしまいたいと思っております。

また、一番下に大きな矢印で週報という表示をしておりますが、こちらはウィークリーに毎週毎週、今の1週間の実績、今後1週間の予定、そういったものをお知らせをしているものでございまして、こういった組合せで、今お知らせをしているという状況にございます。

最後の11ページは、こちらは少し島根2号機の先に発電の再開をされた東北電力の女川2号機のほうで11月4日に原子炉を停止するというようなことが起こりました。詳細な説明は割愛をさせていただきますけれども、11月11日には、東北電力のほうから、このあった事象の概要、原因は何だったのか、再発防止こうしますと、そういったことが発表されております。私たちも、この女川2号の件に限らずですけども、こういったトラブル的なものが起こらないように私たちのほうもきちっとできることをやって、同じことを起こさないように対応してまいる所存でございます。

最後に、六ヶ所の再処理工場の竣工延期について少しお話をさせていただければと思います。

前回の顧問会議でも島根1号機の廃止措置のお話、説明をさせていただきました。その中で1号機にあります七百数体の使用済燃料は、最終的にはその敷地の外に、こ

ういった施設に出していくという形になりますが、その中で、2024年度の上期に再処理工場が竣工するんですという御説明をさせていただいたところでございますけれども、このたび、事業主、日本原燃のほうから、新たな竣工目標ということで、2026年度中というような発表がありました。こちらは今、設工認の審査中という状況でございますけれども、さらに少しその審査に時間を要するという御判断の下に、26年度中という発表があったというところでございます。

14ページは、今の再処理工場の審査の説明になります。

ここに①番ということで、設工認審査という項目ありますが、今その耐震設計の説明をしている中で、その地盤のモデルが最新データの活用が不十分だったということで、最新データを用いた基本地盤モデルに見直しをして、各建屋あるいは建屋にある全ての設備機器・配管等を再評価されるという状況でございます。

再処理工場の全景写真がありますけれども、例えば島根2号機の3倍とか4倍ぐらいの施設の分量がある規模のものだったと思います。広大な敷地にこのように多数の施設がございます、その耐震の評価をするのにそれなりの時間がかかるということのようございまして、この審査を25年度中まで行うということで発表がされております。またその審査が終わった後も使用前の検査がございますので、そういったものを含めて26年度中との竣工目標となっているというところでございます。

最後に私ども、島根1号機の廃止措置についてでございますけれども、島根1号の廃止措置、大きく4ステップでやっておりますが、今、この左から2番目の第2段階の工程でございます。この第2段階の工程の中で、使用済みの燃料も搬出、譲渡しをするということで御説明をさせていただいたところでございます。ただこの再処理工場の竣工時期は2024年度上期中ということで説明をしておりましたところ、少し遅れるということございまして、私どもの燃料の搬出・譲渡しの開始の時期も少し遅れるということが見込まれますが、私どもの工程のほうも、ある程度余裕を見ているという部分もありまして、現時点で島根1号機のこの廃止措置の工程を見直す必要

はないというふうに考えているところでございます。

いずれにしても、核燃料サイクルを強力に推進するに当たりまして、再処理の工場は、中心的な施設であるというふうに考えております。私どもも、しっかりと日本原燃を支援する形で、審査が早期に進んで竣工に行くように我々も対応してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。ありがとうございました。

○野口顧問

どうもありがとうございました。2号機の再稼働の準備に加えて、1号機の廃炉に関する情報も御提供いただきました。どうもありがとうございました。

それでは顧問の皆さん方から御質問、御意見を伺えればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。どなたからでも結構でございます。

○浅沼顧問

すみません、よろしいでしょうか。

○野口顧問

はい、浅沼顧問、お願いします。

○浅沼顧問

御説明ありがとうございます。

現場シーケンスの訓練を行われたということなんですけれども、非常に写真もあって分かりやすかったんですが、ちなみにこれ夜間に実施するケース、訓練を実施するということは、御経験あるんでしょうか。

○中国電力（井田副本部長）

はい。夜間の訓練についてでございますけれども、夜間での訓練、そういったものも、事故はいつあるか分からないということございますので、そういった装備も準備をした上で、訓練を実施しているということがございます。仮設の照明ですとか、そういったものを準備して対応ができるようにするというところでございます。

以上でございます。

○浅沼顧問

ありがとうございます。1月1日の地震ですとか東日本の震災も結構午後の深い時間に自然災害が起こっていて、恐らく対応は夜間になっていてそれで電力も供給できないなんていうことだったと思うので、ぜひ訓練も夜間の訓練などは現実的に起こるかなと思って御検討いただければと思っておりました。ありがとうございます。

○中国電力（井田副本部長）

ありがとうございます。夜間に限らず、暑い時期や寒い時期等、想定外のケースがないように、いろいろなケースを潰して確認ができるようにしていきたいと考えてございます。なかなかすぐに全てのものを潰せるということにならないところはありませんけれども、しっかりと進めていきたいと思えます。

以上でございます。

○浅沼顧問

ありがとうございます。

○野口顧問

はい、ありがとうございました。

ほか、顧問の方いかがでしょう。

○香川顧問

よろしいでしょうか。

○野口顧問

はい。

○香川顧問

最後、六ヶ所の件なんですけども、これ1号機の廃炉のスケジュールは余裕を持っているので大丈夫というお話でしたけども、何かほかの設備とかの、もう待ち行列があって、結果的にこの延びたことが影響するっていうことはないでしょうか。

○中国電力（井田副本部長）

御質問ありがとうございます。

今のところ、特にほかに心当たりはないと思っているところでございます。

○香川顧問

はい、ありがとうございました。

○野口顧問

はい、ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。どうですか。

○志賀顧問

志賀です。

○野口顧問

お願いします。

○志賀顧問

よろしいですか。

○野口顧問

はい。

○志賀顧問

すみません、ちょっと、この訓練なんですけれども、これっていうのは基本的に大規模災害のときが起きたっていうのはですね、発電所内の人員だけでクローズするというところでよろしいですか。それとも例えば電源の復旧については、初期対応は所員でするけれども、その後、例えば配電部門、送電部門の方が来て、発電所構内で作業されるということも想定されているんでしょうか。といいますのもですね、やっぱり福島第一の事故のときはですね、やはり放射線業務従事者じゃないですね、送配電部門の方がかなり来てですね、その方たちも非常に本当にですね、タイベックとかですね、全身装備をして、慣れないことで対応していただいたと思いますので、もし例えばそ

うということが別に外部からの送配電部門とかの応援が来るのであれば、そういった方たちの訓練も必要じゃないかなとちょっと感じた次第でございます。その辺りいかがでしょうか。

○中国電力（井田副本部長）

御質問ありがとうございます。

今回の現場シーケンス訓練や大規模損壊訓練でございますが、基本的に、新規制対応では、外部からの支援なしに1週間は発電所の中で頑張らなさいと、それを実際に審査の中で説明し、それを実際に現場で示している訓練が今回の現場シーケンス訓練ということになっています。よって結論から申しますと、この対応の中では、電力を含めて、協力会社の人も入っていますが、まず発電所の中での対応するというものでございます。ただ、今、先生がおっしゃられましたとおり、1週間を超えてきますと、外部からの支援も期待ができるのではないかと思いますし、そういったときに支援を受けれるのであれば、より早期の確実な復旧といったことも期待ができますので、今先生にいただいた御意見も今後の検討課題ということで、考えていきたいと思っております。

以上です。

○志賀顧問

ありがとうございました。

○野口顧問

はい、ありがとうございました。

あと、いかがでしょうか。

○島田顧問

よろしいでしょうか。

○野口顧問

島田顧問、お願いします。

○島田顧問

訓練のお話で、1つ確認なのですが、この現場シーケンス訓練や大規模損壊訓練で、放射性物質が放出されて作業されている方の被曝の可能性があるという状況が想定された訓練ということになっているのでしょうか。

○中国電力（井田副本部長）

お答えいたします。

この現場シーケンス訓練で、先ほどの事故の想定を説明いたしましたが、炉心損傷が発生するというような想定でございます。よって、原子炉の内部のほうでは冷却が不全で、燃料集合体の形が少し変わった、少し溶けたり変わってきてるというような状況にはあるかと思います。ただそれが、直ちに外のほうにダイレクトに出てきているかというのと、そうでもなくて、そのまま原子炉格納容器の中で閉じ込められているような状況での訓練になっております。

○島田顧問

分かりました。じゃあ、大規模損壊訓練では航空機が衝突するという想定ですが、これも放射性物質が漏れるような事態は起こらない状況下での訓練という理解でよろしいのでしょうか。

○中国電力（井田副本部長）

このところは、放射性物質の放出まではない想定での訓練ということだと、私は理解をしております。

○島田顧問

分かりました。本当にそういうあと一歩のところで持ちこたえながらやるという訓練も必要だと思うんですが、実際に、もしそうならなかった場合の、実際の事故の最悪のパターンを反映していないところが少し不安を感じました。例えば、大規模訓練のときの緊急時対策所について書かれていますが、事前に決められた場所で防護服も着ないで対策を話し合っておられる写真が⑦のスライドにあります。テロ対策で想

定されている航空機の衝突で大きな爆発で炉心損傷して放射性物質が放出した場合には無理ですし、1週間所内で持ちこたえるという想定も最悪ではない想定の実訓練なのではないかと思います。放射性物質放出の想定の実訓練があれば安心なのですが。その辺りについて少し教えていただけないでしょうか。

○中国電力（井田副本部長）

先生すみません、外への放射性物質の大量の放出はないというようなお話をさせていただきましたけども、実際に訓練をやっているこの白い服を着た要員は、マスクをつけている様子があるかと思いますが、そういったところの想定もした上での対応ということやってるところでございます。

それから、現場も実際に事故があったときには、何かいきなり瓦礫が飛んできて、せっかく準備していたものが使えなくなるなど、マルファンクションといったものがあるかもしれません。実は今説明したものは国の審査の中で説明した内容がきちっと現場でもできますかというようにところに主眼を置いてる訓練になっています。これは原子炉等規制法に基づく訓練なんですけど、これとは別に、原子力災害対策特別措置法に基づく総合防災訓練というものをやっております、全ての原子力の訓練は、2本立てになっていますが、そちらのほうでは、随分昔からやっておりますが、シナリオは非開示型で、今言いましたマルファンクションといったものをかなり途中で入れて、せっかく準備したのに使えなくなったり、想定外のケースを事前に経験しておく等の取組を行っているところでございます。そういった状況も御理解をいただければと思います。

○島田顧問

はい、分かりました。法律に基づいての訓練ということですが、今までのいろんな訓練の知見を総括して、よりフレキシブルな対応ができるように訓練の計画をしていただきたいと思います。年1回の訓練の経験は、今後のための貴重な材料になると思いますので、本当に事故が起こったときの対応が最悪な結果を招かないようにするた

めの土台として、ぜひ活用していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○中国電力（井田副本部長）

はい。ありがとうございました。

原災法に基づくもの、それから今説明しました原子炉等規制法に基づくこういった訓練、それから先ほど1つ前の議題でありましたテロ等への対応、新たな我々にとっての技術開発だというふうなお言葉をいただきました。そういった心積もりでしっかりとこれからも継続してやっていきたいと思います。ありがとうございました。

○島田顧問

ありがとうございました。

○野口顧問

どうもありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○相楽顧問

よろしいでしょうか。

○野口顧問

相楽顧問お願いします。

○相楽顧問

御説明ありがとうございました。

11ページ目の女川原発2号機の原子炉停止の参考資料のところに関わるんですけども、説明資料はこれ恐らくちょっと前につくられたのかなとは思ってたんですが、これは原因調査中とありますが、東北電力さんもプレスリリースされていて明確ですよ。ナットの件ですとか緩みですとか、明確に再発防止まではっきり出ているかと思いますが、これももう既に今の御社のほうにはもう展開がされていて、そういった確認事項等にもなっているのか、それともちょっと時系列考えるとなかなか今、もう、

ちょっとタイムライン見ると、今、起動前準備されておられるので、なかなかそういったものをちょっと間に合わなかったのかな、時系列的にはちょっと厳しいのかなという気もしましたが現状どうなんでしょうか、教えてください。

○中国電力（井田副本部長）

御質問をいただきましてありがとうございます。この11ページですが、資料は事前の送付をさせていただいたと思うのですが、資料作成の締切りとのタイミングで最新化が図れてなかったというのが11ページでございます。

○相楽顧問

なるほど。

○中国電力（井田副本部長）

東北電力のほうからは11月の11日に。

○相楽顧問

そうですね、はい。

○中国電力（井田副本部長）

原因と対策のお知らせがされているところでございます。この11ページに説明図がございますけれども、原子炉の中のほうに外部から中性子の検出器を、心臓のカテーテル手術じゃないですけれども、外から中のほうに検出器を送り込んで、原子炉の中にあります中性子検出器の横に外部からの検出器を持って行って、2つの指示を比べて校正をする設備でございました。この図にありますこの原子炉格納容器の中のこのガイドチューブというか、案内管というチューブですけれども、これが先ほど先生からありましたが、1本物ではなくてねじ止め式になっているというような構造でございました。共締めという、締めたつもりが相手側も一緒に回ってしまっ

○相楽顧問

そうですね、なくなったんですね。

○中国電力（井田副本部長）

実質的に閉まってなかったといったものもあったりして、結果的に不十分な取付けの状態の中、少し外れてしまったりして、今回トラブルになったといった状況のものでございます。島根2号機も、こういった炉内の計装系で、同じような構造のものを持っております。ただ、東北電力さんは、作業した後の締めつけ確認がされてなかったようですが、私どものほうは締めつけの後、ねじを、トルク確認をするというような手順に既になっておりますので、そのところは少し違うところかなと思っております。加えまして、島根2号機、今回の再稼働に当たりまして、まだ原子炉格納容器の中に入れる起動の前の状態でございますので、念のためにさらに締めつけ確認を対象箇所が200か所ぐらいあると聞いておりますけども、そういった対応をした上で起動に臨んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○相楽顧問

既にだからそちらの東北電力さんの課題についてはもう展開済みであり、まさにしかもあれですね、ナットのトルク確認もされるってことなんですね。ただ大分状況が違うということなんですね。

○中国電力（井田副本部長）

既に作業手順として、締めつけ確認、トルク確認を行うという手順になっているという状況でございます。

○相楽顧問

ありがとうございます。多分この資料をつくられたタイミングがちょっと早かったからこうだったのかなと思いながら聞いてはいたんですが、多分、ほかの市民の皆さんには非常に重要な点かと思いましたので聞かせてもらいました。

以上です。

○中国電力（井田副本部長）

先生最後に言われました点につきましては、そうだと思います。ある程度新聞報道

にも出たりしましたので、できるだけ分かりやすく、少し説明が一言でもできればな
と思っております。

以上でございます。

○相樂顧問

はい、ありがとうございました。

○野口顧問

はい、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

じゃあ私のほうから。どうも御説明ありがとうございました。女川でもあったように、しばらく止まっていたものを動かすときに通常運転の延長にはないということでは、いろんなことが起こるのはあるんだろうなというふうに思っています。そこをどういう手順でチェックしていくかですね。さっき御説明あったように女川と同じことを起こしたらそれこそ何やってんだということになると思いますので、もし何か起こるとすると女川とは違うことになるんだろうと思うんですけど、再稼働が後になればなるほどいろんな勉強をされると思いますので、そういう意味では十分な準備をして再稼働に向けて安全作業を継続してくださいというお願いを申し上げます。

訓練なんですけど、難しいですね。J A N S I で毎年定期的に各発電所からの訓練報告があって、そこでいろんな意見を公開、交わしてますけれども、やっぱり今後市民に向けて訓練の状況、何を伝えればいいのかということもちょっと検討していただけないかな。例えば今回の今スライド6のように、もともとの想定時間より早くなりましてってということで、ああ、頑張ってるなという情報の出し方もあると思うし、ただ訓練の中には過負荷をかけて、実はいろんな問題点を洗い出す訓練なんかもあって、逆にそういう訓練というのは問題点を洗い出さなければ失敗の訓練というのもありますしね。そういう意味では、やっぱこういうこと自体も、中国電力のどうい

う姿勢をもって、出雲市民の方々により安全という活動の実態を伝えるかということもやっぱりいろいろ工夫すべき問題だと思います。もう昔と違っていろんな情報がありますんで、うまくいきましたという情報を並べていただいて、ああ、じゃあ安心ですねというふうにはきつとならないし、もちろん実はうまくいきませんでしたっていう情報を出されると大丈夫ですかと聞かれるという、電力さんにとっては、非常に難しい状況であるということは百も承知なんですけど、先ほど言ったようにやっぱりどこを目指すかによって、ここまでできましたと言うか、まだできてませんと言うかという言い方も違ってくると思いますんで、私としては電力のほうでいろいろ努力をされてるということは確認しておりますけども、やっぱりよく言われるように努力には終わりもなく、あるレベルまで来ると、やっぱり市民の方々の要求は次のレベルに上がっていきますんでね。これも電力として終わりのない努力ということになると思いますけど、でもそのこと自体が電力という重要なインフラを我々が委ねている事業者にとって、ぜひお願いしたいことだというふうに思います。

私からは以上です。時間があればもっと詳しい報告いただけたとは思ってますけど、こういう顧問会議での検討も時間がある中で、必要だと思われる議論をしていくのが我々の仕事だと思いますので、今の状況は予定されてるもの、段階では、より十分なレベル感で進んでるという報告を受けたというふうに受け取っておきます。ただ繰り返しになりますが、危機というのは、予定どおりのことが予定どおりに起きても、トラブルが起きても大事故にはならないので、危機というのは、必ずどっかで予定外のことが起こりますんでね。そここのところは気を引き締めて、特にしばらく止まってたものを動かすときというのは通常時以上にいろんな思いがけないことが起こる可能性がありますので、くれぐれも安全に気をつけながら活動を進めていただければということをお願いしておきます。

ほか、これ以上ですけど、ほかの顧問の方々から何か追加のコメント、質問ございますか。

よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは今回の顧問会議で議題としてます案件に関しての議論は以上だということにさせていただきます。

それでは進行を事務局にお戻しいたします。よろしくお願いします。

○内藤防災安全部長

野口顧問大変ありがとうございました。本会議の終わりに当たりまして、出雲市副市長であります井上夏穂里が御挨拶を申し上げます。

○井上副市長

本日は野口座長をはじめ顧問の先生方、大変貴重な御意見、多数いただきまして本当にありがとうございました。また中国電力の皆様方にも、御多忙の中、御出席また御説明いただきましてありがとうございました。

本日は2号機の特重施設等の件を中心に御議論いただきましたけれども、本日いただきました御意見も踏まえまして、今後市として取りまとめまして、中国電力や県に対しての意見書を提出してまいりたいと思います。

先ほど説明がございましたとおり、島根原発2号機の再稼働に向けた工程が最終段階に入っております。また同時に、1号機の廃炉作業ですとか、3号機の新規制基準適合性審査のほうが行われている状況でございますので、本市といたしましても引き続き島根原発の状況を注視するとともに、万が一に備えた避難計画の実効性向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

顧問の先生方におかれましては、今後とも、技術的観点からまた幅広い御指導、御助言等をいただきますようによりしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

○内藤防災安全部長

以上で、第8回出雲市原子力安全顧問会議を終了いたします。

ありがとうございました。